

TRAFFIC NEWS FLASH

広島県警察本部 交通部交通企画課 令和6年 号外

令和6年5月24日公布

自転車に関する道路交通法の改正

令和6年11月1日施行

ながらスマホの禁止

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら 通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則 の対象となります。

違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幇助への罰則

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されます。

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

ペダル付き原動機付自転車の運転の定義

ペダル付き原動機付自転車を原動機を用いずペダルのみを 用い人の力で走行させる行為が原動機付自転車の「運転」に 該当することが明確化されます。

公布から2年以内に施行

反則通告制度(青切符)の適用

16歳以上の自転車運転者による信号無視や一時不停止などの交通違反については、いわゆる青切符による交通反則通告制度の対象となります。



自動車が自転車の側方を通過する際の通行方法

自動車が自転車の右側を通過する場合、十分な間隔がないときは、

- 自動車はその間隔に応じた安全な速度で進行
- 自転車はできる限り道路の左端に寄って通行をそれぞれ義務付けます。



